

論点① 高齢者像の変化に対応したケアマネジメントの推進

対応案

(特定事業所加算の見直し)

- 中重度者に係るケアマネジメントの業務負担の現状を踏まえるとともに、主任介護支援専門員や常勤職員による手厚い人員配置の評価に重点を置く観点から、特定事業所加算（Ⅰ）の要件のうち、「算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、要介護4又は要介護5である者の占める割合が100分の40以上であること」については、廃止してはどうか。
- 特定事業所加算（A）については、算定事業所が少なく、創設当初の目的を達せられていないと考えられることから、廃止することとしてはどうか。なお、算定事業所の経営への影響を勘案し、1年の経過措置を設けてはどうか。
- 一方で、より上位の加算区分への移行を促すとともに、事業所の負担軽減の観点から、特定事業所加算（A）においてのみ認めている、24時間の連絡体制や研修の実施等についての他事業所等との連携も認めていることについて、上位の加算区分でも認めることとしてはどうか。
- また、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の創設や成年後見制度の見直し、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者の増加といった環境の変化を踏まえ、現行の特定事業所加算の要件である「多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること」について、計画への位置づけの評価ではなく、様々な地域福祉の主体も含めた地域での連携体制を構築していることを要件としてはどうか。

論点① 高齢者像の変化に対応したケアマネジメントの推進

論点①

(特定事業所加算の見直し)

- 特定事業所加算は、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高い人材を確保し、質の高いケアマネジメントを実施している事業所を評価するため、平成18年度介護報酬改定で創設し、以降累次の改定において見直しを行ってきた。
- そのような中、主任介護支援専門員の手厚い配置等を評価する特定事業所加算（Ⅰ）と、小規模事業所でも質の高いケアマネジメントを実現していけるよう、事業所間連携による体制確保や対応等を行う事業所を評価する特定事業所加算（A）については、事業所ベースでの算定率が2%を下回っている。
- また、近年の要介護度別の利用者1人あたりの労働投入時間を見ると、要介護1・2の利用者に対する時間数と要介護3・4・5の利用者に対する場合の時間数について、大きな差が見られなくなっているところ。
- さらに、直近の制度改正による、「福祉サービス・保健医療サービス等利用援助事業」の創設や成年後見制度の見直しに加え、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者の増加など、介護保険外の様々なサービスを巡る環境が変化しており、このようなサービスとの連携も重要になってきているところ。
- このような状況を踏まえ、質の高いケアマネジメントの実施を評価するために、どのような対応が考えられるか。

居宅介護支援・介護予防支援の算定状況

社保審－介護給付費分科会

資料 6

第259回（R8.6.29）

	単位数 (令和6年6月以降)	算定単位数 (単位: 千単位)	件数 (単位: 千件)	算定率 (件数ベース)	請求事業所数	算定率 (事業所ベース)
(居宅介護支援)						
初回加算	1月につき+300単位	34,890	116	3.82%	25,185	70.68%
特定事業所加算(Ⅰ)	1月につき+519単位	77,893	150	4.93%	609	1.71%
特定事業所加算(Ⅱ)	1月につき+421単位	576,952	1,370	45.02%	8,496	23.84%
特定事業所加算(Ⅲ)	1月につき+323単位	154,571	479	15.72%	5,016	14.08%
特定事業所加算(A)	1月につき+114単位	3,022	27	0.87%	316	0.89%
特定事業所医療介護連携加算	1月につき+125単位	12,564	101	3.30%	380	1.07%
入院時情報連携加算(Ⅰ)	1月につき+250単位	9,355	37	1.23%	14,540	40.80%
入院時情報連携加算(Ⅱ)	1月につき+200単位	3,794	19	0.62%	10,294	28.89%
退院・退所加算(Ⅰ)イ	+450単位	6,791	15	0.50%	6,661	18.69%
退院・退所加算(Ⅰ)ロ	+600単位	1,954	3	0.11%	1,956	5.49%
退院・退所加算(Ⅱ)イ	+600単位	2,014	3	0.11%	1,849	5.19%
退院・退所加算(Ⅱ)ロ	+750単位	818	1	0.04%	739	2.07%
退院・退所加算(Ⅲ)	+900単位	446	1	0.02%	313	0.88%
通院時情報連携加算	1月につき+50単位	556	11	0.36%	4,676	13.12%
緊急時等居宅カンファレンス加算	1月に2回を限度に+200単位	41	0	0.01%	84	0.24%
ターミナルケアマネジメント加算	+400単位	610	2	0.05%	914	2.56%
(介護予防支援)						
初回加算	1月につき+300単位	8,541	29	3.1%	5,719	75.12%
委託連携加算	+300単位	4,277	14	1.56%	3,225	42.36%

(注1)「算定率(件数ベース)」は、各加算の件数÷総件数により求めたもの。

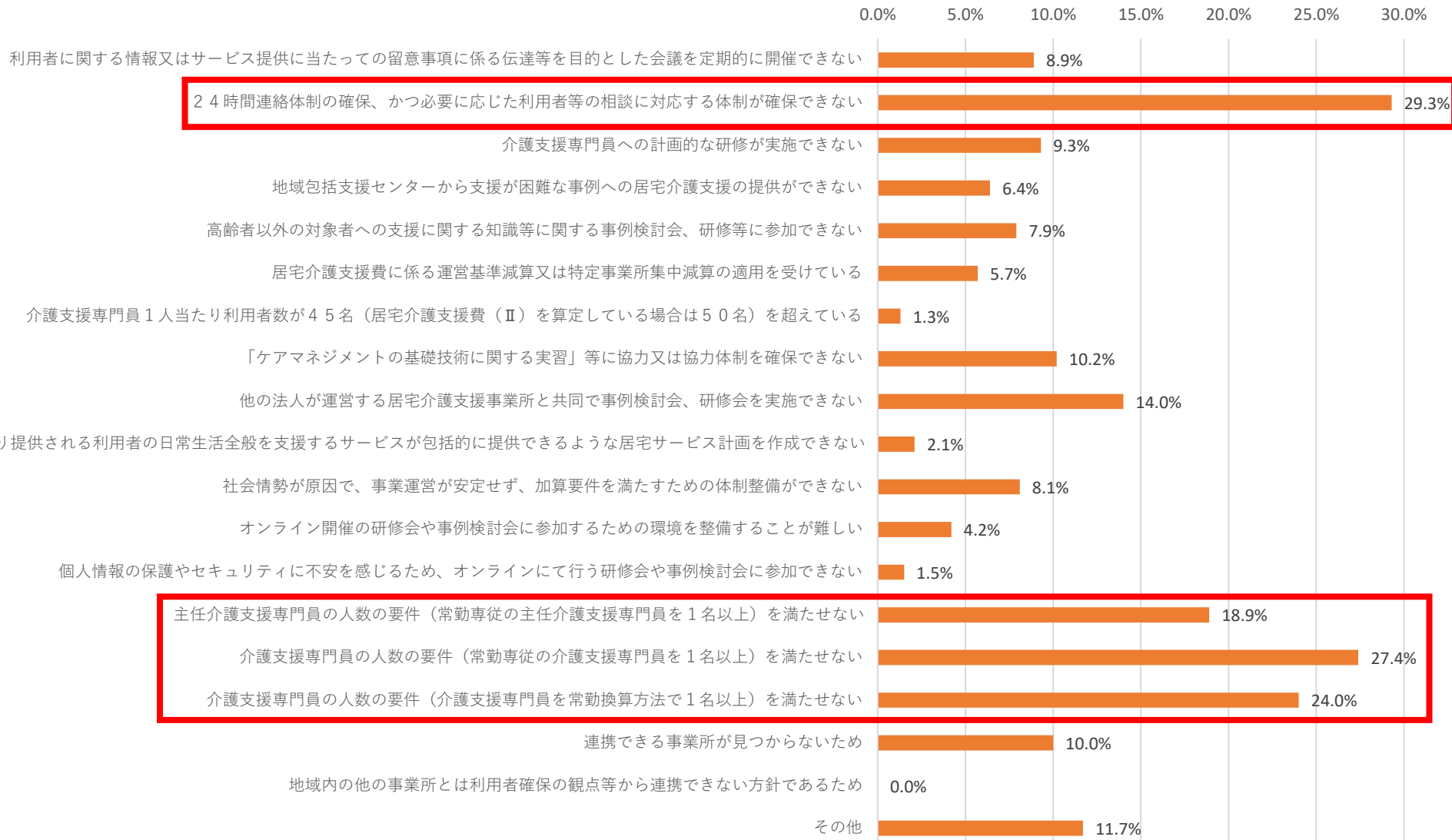
(注2)「算定率(事業所ベース)」は、各加算の請求事業所数÷総請求事業所数により求めたもの。

【出典】介護給付費等実態統計(令和7年11月審査分)及び介護保険総合データベースの任意集計(令和7年11月審査分(令和7年10月サービス提供))より老健局認知症施策・地域介護推進課作成

10

特定事業所加算 (A)を算定していない理由

○ 特定事業所加算(A)を算定していない理由として、24時間連絡体制の確保や、手厚い人員配置の困難を挙げている事業所が多い。



【出典】 令和6年度老人保健健康増進等事業「居宅介護支援事業所における業務実態等に関する調査研究事業」（（株）三菱総合研究所）